

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	生産森林組合の定款変更の認可			根拠条項	第100条第2項（第61条第2項準用）				
審査基準	<p>第100条第2項において準用する第61条第2項の規定による生産森林組合の定款変更の認可に係る審査基準は、当該生産森林組合の変更後の定款が「生産森林組合模範定款例」（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次
							標準経由期間	日	No.